

# 土地物件調書

所在地	愛知県知多市新知字下森11番6、11番11 愛知県知多市新知字椿81番7、81番8 愛知県知多市新知字浜脇2番18				
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域	面積・地目	公簿面積	4,244.76㎡
	用途地域	第一種住居地域及び準工業地域		現況地目	
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
供給処理施設の状況	配管等の状況		問合せ先		
	電話	敷地内に電話柱あり	株式会社NTTフィールドテクノ	052-533-5433	
	電気	敷地内に電柱あり	中部電力パワーグリッド株式会社	0569-35-7794	
	都市ガス	敷地内に配管あり	東邦ガスネットワーク株式会社	052-872-9225	
	上水道	接面道路に配管あり	知多市都市整備部水道課	0562-36-2678	
	公共下水道	敷地内に配管あり	知多市都市整備部下水道課	0562-55-9591	
	雨水管	接面道路に配管あり	知多市都市整備部土木課	0562-36-2670	
交通機関	鉄道	名古屋鉄道常滑線 古見駅 約300m 徒歩5分			
	バス	知多バス 古見バス停 約200m 徒歩3分			
土壌調査等	アスベスト調査済。土壌調査、地盤調査、埋設物調査等はありません。				
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地及びその周囲の樹木・工作物等は現状有姿（あるがままの形）での貸付となります。</li> <li>・対象用地内で、用途地域が混在しているため、都市計画図等で確認してください。</li> <li>・インフラの引き込み、汚染土壌処理、地盤改良、地中埋設物撤去等の一切の経費は事業者の負担となります。ただし、埋設物の内容によっては、本市と協議すること。</li> <li>・対象用地内の一部には、本市の下水道管が埋設されており、再建築等を行う場合は、本市と協議すること。</li> <li>・対象用地内には、県道古見停車場線に沿って雨水配水管等が敷設されている可能性があります。</li> <li>・対象用地内には、知多市商工会、消防団第2分団詰所があり、工作物・乗入れ口等の設置について制限があります。</li> <li>・消防団第2分団詰所の利用者と駐車場を共用で使用することになります。</li> <li>・対象用地内の電柱については、中部電力パワーグリッド㈱及び西日本電信電話㈱が本市との契約により土地の使用料を支払っています。電柱が事業の支障となる場合には事業者が中部電力パワーグリッド㈱及び西日本電信電話㈱と協議してください。ただし交通安全の観点から、県道等への移設は行わず、対象用地内での移設としてください。なお、引き続き土地の貸付を行う場合についても、中部電力パワーグリッド㈱及び西日本電信電話㈱と協議してください。</li> </ul>				
位置図					

# 建 物 物 件 調 書

所在地	愛知県知多市新知字下森1番地の1
-----	------------------

名称	構造	階段	延べ面積	建築年月	備考	
看護宿舎下森A	鉄筋コンクリート造	4階	469.57㎡	S58.3新築		
		3階	469.57㎡			
		2階	469.57㎡			
		1階	472.12㎡			
		小計	1880.83㎡			
看護宿舎下森B (旧医師住宅)		2階	157.71㎡	S58.2新築		
		1階	191.66㎡			
		小計	349.37㎡			
看護宿舎下森C		4階	168.03㎡	S60.5新築		
		3階	168.03㎡			
		2階	168.04㎡			
		1階	165.15㎡			
		小計	669.25㎡			
看護宿舎用自転車置場		軽量鉄骨造	1階	30㎡	S58.3新築	
看護宿舎(旧医師住宅) 用自転車置場			1階	5㎡	S58.2新築	
看護宿舎用自転車置場	1階		6㎡	S60.5新築		
		合計	2940.45㎡			

参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の樹木・工作物等は現状有姿(あるがままの形)での貸付となります。</li> <li>・既存施設については、事業者の負担において、一部もしくは全部を解体し、再建築することも可能とします。</li> <li>・令和4年3月の本市調査によって、アスベスト含有が判明しているため、一部もしくは全部を解体する場合は、関係法令を遵守してください。</li> <li>・看護宿舎のアスベスト調査の結果についてはデータでの提供が可能です。</li> <li>・PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含有する絶縁遊油を使用している電気機器及び高圧受電設備の変圧器、コンデンサー等の存在は確認していませんが、解体等で存在が判明した場合は、本市にて処分します。</li> </ul>
------	--

